

# 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」の取扱い

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が依然として極めて厳しい状況に直面していることから、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援が強化され、『地域建設業経営強化融資制度』の対象工事として「**社会全体の効用を高める施設に関する民間工事**」が追加されました。

## 1 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」とは・・・

- 一般財団法人建設業振興基金では「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」を次のとおり公表しております。ただし、公共工事と同様に、低入札価格調査の対象となった工事に該当していないことが要件となっております。


### 一般財団法人建設業振興基金が認める「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」

I 以下の事業の用に供する施設の工事		II 以下の法人等が発注者となる工事	
1	電気事業	1	左記の1～13の事業の用に供する施設を発注する民間発注者
2	ガス事業		
3	鉄道事業（軌道等を含む）	2	国または地方公共団体から補助金またはこれに類するものの交付を受けている法人
4	電気通信事業		
5	社会福祉事業	3	森林組合、農業協同組合および漁業協同組合ならびにこれらの連合会
6	教育事業		
7	医療事業	4	財団法人郵政福祉、財団法人電気通信共済会
8	放送事業	III その他については、一般財団法人建設業振興基金が個別に検討します。	
9	墓地、納骨堂または火葬場施設に関する事業		
10	一般、産業、その他の廃棄物施設に関する事業		
11	土地改良事業に係る工事		
12	土地区画整理事業に係る工事		
13	市街地再開発事業に係る工事		

## 2 お申込みの前に・・・(ご利用条件)

- 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」に係る出来高融資のご利用に際しましては、国土交通省が定める条件の審査および当社所定の審査を行います。  
※ ご利用手順・必要書類は「『地域建設業経営強化融資制度』出来高融資のご案内」の5・6ページをご参照願います。
- お申込みの前に、当社までお問い合わせください。
- 審査の結果、お客様のご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

対象建設企業	●中小・中堅建設企業 ※「中小・中堅建設企業」とは、原則として、資本金の額または出資の総額が20億円以下、または常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。
対象工事等	●社会全体の効用を高める施設に関する民間工事であること ※対象工事について不明な場合は当社までお問い合わせください。 ●発注者が債権譲渡を認めていること ●工事出来高が前払金額以上であること ●低入札価格調査の対象工事に該当していないこと
融資金額	●融資可能金額の計算方法は次のとおりです。 融資可能金額 ＝{工事請負金額×工事出来高率(査定結果) －受領済工事代金額(前払金等)－違約金相当額}×担保掛目  ※融資金額の算定に際して、当社所定の方法による工事出来高査定を行います。 ※お申込内容等を審査し、当社所定の担保掛目を設定いたします。
融資利率	●年利2.425～4.325%
事務手数料等	●工事出来高査定費用：上限80,000円＋旅費交通費 ●事務手数料：11,000円(税込) ●確定日付取得に要する費用
融資方法	●手形貸付(当社所定様式の約束手形を使用)
返済期限	●工期末+90日 ※「工期末+90日」が休日の場合は、翌営業日とします。 ※「工期末+90日」以内に完成工事代金が入金されないことが明らかな場合は、別途協議させていただきます。
返済方法	●期日一括(発注者からの完成工事代金支払いによる)
担保・保証人	●工事請負代金債権(未完成工事含む) ●JVの場合は全構成員に連帯保証人になっていただきます。
遅延損害金	●年利14.0%
その他	●履行保証が「公共工事履行保証証券」の場合は、債権譲渡につき保証人の承諾が必要となります。

 詳しくは、当社までお問い合わせください。

北海道建設業信用保証グループ

**KHS** 北保証サービス株式会社

KITA HOSHO SERVICE CO.LTD

業務部

TEL : 011(241)8654 / FAX : 011(222)6601

〒060-0004

札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館4階

URL <http://khs-net.jp>

〔貸金業者登録番号〕北海道知事(5)石第03008号